

静岡県告示第461号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、救急業務に関し協力する旨の申出があり、救急病院として認定した次の医療機関について、協力する旨の申出が撤回されたため同令第2条第2項の規定に基づき告示する。

平成29年5月23日

静岡県知事 川 勝 平 太

名 称	開 設 者	所 在 地	撤 回 日
伊豆赤十字病院	日本赤十字社静岡県支部	伊豆市小立野100番地	平成29年3月31日
裾野赤十字病院	日本赤十字社静岡県支部	裾野市佐野713番地	平成29年3月31日
静岡赤十字病院	日本赤十字社静岡県支部	静岡市葵区追手町8番2号	平成29年3月31日
浜松赤十字病院	日本赤十字社静岡県支部	浜松市浜北区小林1088-1	平成29年3月31日